

市県民税の減免

問 税務課市民税係 ☎(95)9878

次の条件に該当する人は令和2年度の市県民税が減免になります。手続きの際には、印鑑と申請に該当する書類をお持ちください。

■ 令和2年1月2日以降に死亡した納税義務者のうち 元年（平成31年）中の合計所得金額が500万円以下の人（市県民税全額減免）

■ 令和2年中の所得が令和元年（平成31年）中の所得より著しく減り 生活が困難になった人（市県民税所得割額の2分の1減免）

対象 令和元年（平成31年）中における合計所得金額が500万円以下で同一生計配偶者または扶養親族がいる人で、令和2年中の合計所得金額見込みが令和元年（平成31年）中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる次に掲げる人

- ① 負傷、疾病により長期間（90日以上）働けない状態の人
- ② 失業した人（定年や自己の都合による退職は該当しない）
- ③ 倒産した人

必要書類 ① 医師の診断書② 雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など③ 倒産の分かる書類など

■ 令和元年12月31日時点で勤労学生で次に該当する人（市県民税全額減免）

対象 自己の勤労に基づく給与所得などがあり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人

※ 勤労学生の対象となる学校についてはお問い合わせください。

必要書類 令和元年12月31日時点で学生であることを証明する書類



減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限り、すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、該当する人は、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。

公共施設ロビー展示のお知らせ

力作ぞろいです。是非ご覧ください。なお、月曜日は休館です。ただし、祝日の場合は開館し直近の平日が休館となります。新川・大浜・棚尾公民館は月曜日も開館します。

ところ	7月	8月	9月
新川公民館 ☎(41)2103	写真展（岩月良子）	あやめ会（皮工芸）	日本画（鳥居由花子）
中部公民館 ☎(42)8266	切絵（永坂道則）、陶芸・手芸作品（心身障害者福祉センター）	リフォーム作品（弥生会）	日本画（花しょうぶの会）、手芸作品（道寿会指の体操クラブ）
大浜公民館 ☎(42)1182	色紙等作品展（鈴木崇世）、写真展（藤岡旭）	園児作品展（大浜保育園）、手芸作品展（養護老人ホーム）	夏のあみもの作品展（あみあみクラブ）
棚尾公民館 ☎(41)0892	陶芸（杉浦長次）、折紙（折り紙倶楽部）、写真展（平岩廣一郎）	陶芸（斉藤達夫）、小物（杉澤みち江・中野龍子）、編み物（フレンドクラブ）、切り絵（切り絵愛好会）	陶芸（杉浦勝）、和紙ちぎり絵（しゅんこう）
日進公民館 ☎(48)2678	切り絵（切り絵愛好会）、鎌倉彫り（彫峰会）	俳句（気まま会）、ドールハウス（A I A I）	小筆作品（日進小筆の会）、手芸・手編み（手編教室）
鷺塚公民館 ☎(48)5412	植物画（ポタニカルアート彩画クラブ）、手工芸（養護老人ホーム）	和紙工芸（小原和紙の会）、創作人形（加藤明美）	和紙工芸（小原和紙の会）、手工芸（エンジェルハート）
農業者コミュニティセンター ☎(42)5888	小原和紙（小原和紙の会）	絵画（彩画クラブ）	なし

※ 展示者の都合により、開始日・終了日に変更になる場合があります